

6

相続財産管理人の

選任申立てと予納金

Q

市税の滞納者甲が死亡し、相続人である妻及び子が、家庭裁判所において相続放棄を申述し、さらに兄弟姉妹も相続放棄をしたため相続人が不存在となりました。

甲の相続財産の中に抵当権の設定された不動産があったので、抵当権者に相続財産管理人の選任及び競売申立ての予定について照会したところ、現在、その予定はないとのことでした。この不動産について、滞納税の法定納期限等は抵当権に劣後していますが、配当は十分見込めません。

当市としては、相続人不存在により市税の徴収が困難となっており、さらに滞納の長期化が予想されることなどを総合的に判断し、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てることとしました。

そこで、相続財産管理人の選任に伴う報酬の予納金について、その性格、金額の確定時期、負担者などについてご教示ください。

A

1 相続財産管理人の選任費用

相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てる場合には、申立費用が必要となります。その中には法定されているものと、法的には明確でないものがあります。

① 手数料（民事訴訟費用等に関する法律（以下「訴訟費用法」といいます。）別表第1第15項）

800円（平成24年4月7日現在）収入印紙により支払う。

② 予納郵券（訴訟費用法13条、家事審判規則11条）